

知って、気付くことが“はじめの一步”



広めよう!

心と情報のバリアフリー

皆さんの身近にも、助けを必要としている方がいます。正確な知識を得て、心と情報のバリアフリーを広めていきましょう。

※本ページでは障がいのある方に配慮した色味を使用しています

■ 問い合わせ 障害福祉課(内線699)

障がいのある方に手助けを

「障がい」とは、何らかの原因で体と心のどこかがうまく働かないために、日常生活や社会生活で、周りからの理解や協力が必要な状況です。

障がいにはさまざまな種類や症状の違いがあり、個性や特徴も一人ひとり異なります。皆さんの身近に困っている方がいたら、相手の立場になり、どんなことをしてほしいか聞いてから手助けをしましょう。

市では、令和6年4月1日に、「戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例」を施行しました。障がいのある方もそうでない方も、個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。



条例について詳しくはこちら

【心のバリア】

周りの人の無理解や誤った認識などにより、**偏見**や**差別**などが生まれ、障がいのある方の**生活に不自由**が生じること。

例えば 自転車に乗るとき

聴覚障害者は、自転車のベルなどが聞こえないときがあります。鳴らしても反応がないときは、「聞こえない理由があるかもしれない」と考えて無理な追い越しはやめましょう。



【情報のバリア】

目や耳、話すことが不自由な方への**情報が届かない**ことや、コミュニケーションがとれるように**配慮をしない**こと。

例えば 横断歩道を渡るとき

視覚障害者は、周りの状況が分りにくく自分から助けを求められないことがあります。信号で困っていると感じたときは、「信号が青になりましたよ」などと声をかけ、希望があれば一緒に渡りましょう。



本庁舎の駐車場のバリアフリー

本庁舎の正面玄関と東側出入口のそばに、埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)*の利用証を持っている方が利用できるバリアフリー駐車場を設置しています。正面玄関は車椅子利用者用利用証、東側出入口はいずれかの利用証を持っている全ての方が利用できます。*埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)とは、障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付する制度です



受付場所など詳しくは市ホームページをご覧ください。



正面玄関付近 ①を持っている方が利用可能



東側出入口付近 ②③のいずれかを持っている方が利用可能

障がいに関する相談窓口のご案内

障害者基幹相談支援センター

障がいのある方やその家族の皆さんのための最初の相談窓口として、相談支援を行います。
〒335-0022 戸田市大字上戸田5-6 福祉保健センター 2階
電話:446-6785 FAX:446-6752

障害福祉課

身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害を含む) および難病にり患している方の日常生活や、障害福祉制度に関する相談受付などを行います。

■ 問い合わせ 障害福祉課(内線699) ※困り事の内容によって、各専門機関におつなぎします